

住民税の年金からの引き落とし(特別徴収)が始まります

～ 年金受給者で住民税を納税されている人へ～

今までは、年金を受給して住民税を納税する義務のある人は、年4回、役場や金融機関などに出向き、住民税を納めていただいていた。今回の制度の導入により、住民税が10月支給分の年金から引き落とされるようになります。

※納税方法を変更するもので、新たな税負担が増えるものではありません。

●対象となる人

4月1日現在65歳以上の年金受給者で前年中の年金所得に係る住民税の納税義務がある人。

※ただし、次の人は対象となりません。

①年金の年額が18万円未満の人(葉山町の場合、前年中の年金の収入が155万円以下の人は対象となりません。)

②年金の額から所得税、介護保険料、国民健康保険料(または後期高齢者保険料)を引いた額が引き落とされる住民税より小さい人。

③1月1日以降に転出などで町に住所がなくなった人。

④介護保険料が年金から引き落とされていない人。

対象となる人は、6月送付の納税通知書3ページに引き落とされる金額と年金の種類が記載されています。

また、年金からの引き落としは要件に基づき決定されるため、自分で選択することはできません。



注意 給与所得のある人も対象となります!

これまでは年金に係る住民税と給与所得に係る住民税を合わせて給与から引き落とすことができましたが、今回の法改正によりできなくなりました。年金に係る住民税は年金からの引き落とししか納付書や口座振替で納付して頂く必要があります。

●引き落とされる税額

年金所得(国民年金、厚生年金、共済年金など)から計算される住民税です。年金以外の所得から計算される住民税は含まれません。

※遺族年金や障害年金などの非課税の年金からは引き落とされません。

●引き落とし時期と方法

引き落としは10月支給分の年金から始まります。以降、偶数月に受給する年金から引き落とされます。そのため、21年度年金に係る住民税額のうち半分は6月と8月に納付書か、口座振替で納めて頂きます。

(図参照)

※このページでは、個人住民税を「住民税」、公的年金を「年金」と表現しています。

問合せ 税務課 ☎内線251～253

(例) 住民税の年税額が6万円(年金所得のみ)の場合

これまでの納め方	納付書で納める				
	月	6月	8月	10月	1月
	税額	1万5千円	1万5千円	1万5千円	1万5千円
算出方法	1/4	1/4	1/4	1/4	

年税額の1/4ずつ納付書で納めてもらいました。

平成21年度の納め方	納付書で納める		年金から引き落とし			
	月	6月	8月	10月	12月	2月
	税額	1万5千円	1万5千円	1万円	1万円	1万円
算出方法	1/4	1/4	1/6	1/6	1/6	

6月と8月は年税額の1/4ずつこれまでどおり納付書で納めてもらいます。10月・12月・2月は年税額の1/6ずつを引き落とします。

平成22年度以降の納め方	年金から引き落とし						
	月	4月	6月	8月	10月	12月	2月
	税額	1万円	1万円	1万円	1万円	1万円	1万円
算出方法	前年度2月と同じ額			22年度の年税額の残りの1/3ずつ			

4月・6月・8月は、前年度の2月の税額と同額を引き落とします。10月・12月・2月は、年税額から4月・6月・8月の税額を差し引いた残りの税額を引き落とします。

65歳以上の人の介護保険料のお知らせ

7月上旬に、65歳以上の人へ介護保険料の通知書を郵送します。自分の納付方法と納付金額を確認してください。納付方法には、受給している年金から天引きされる「特別徴収」と、納入通知書か口座振替による納付の「普通徴収」があります。

●特別徴収の人へ

10～3月までの6ヵ月間の保険料を「介護保険料(本徴収)決定通知書兼特別徴収開始通知書」によりお知らせします。10月・12月、平成22年2月の3回天引きされます。

●普通徴収の人へ

7～3月までの9ヵ月間の保険料を「介護保険料(本徴収)納入通知書」によりお知らせします。

納入通知書により指定された金融機関で納付をお願いします。なお、口座振替を申し込んでいる人は、指定口座から引き落としとなります。

●普通徴収から特別徴収への切り替え

65歳到達時や転入時は、当初「普通徴収」ですが、4月に年金(老齢福祉年金を除く)の受給があり、年金の年額が18万円以上で、4月1日に町に住民登録がある人は、原則として10月から「特別徴収」に切り替わります。

その場合、7～9月までの3ヵ月間の保険料は「普通徴収」で、「介護保険料(本徴収)納入通知書」によりお知らせします。10～3月までの6ヵ月間の保険料は「特別徴収」となり、「介護保険料(本徴収)決定通知書兼特別徴収開始通知書」によりお知らせします。

●保険料段階及び基準額の見直し

介護保険料は、介護サービスにかかる費用等の現状を考慮して、3年ごとに見直しされます。平成21年度からの介護保険料額は下表のとおりで、平成20年度までは、所得に応じて7段階の保険料段階に区分していましたが、平成21年度からは9段階に区分します。

▼保険料段階表

平成18年度から平成20年度			平成21年度から平成23年度		
第1段階 基準額×0.5	年額 23,400円	・生活保護受給者 ・世帯全員が町民税非課税で老齢福祉年金受給者。	第1段階 基準額×0.5	年額 24,360円	・生活保護受給者 ・世帯全員が町民税非課税で老齢福祉年金受給者。
第2段階 基準額×0.5	年額 23,400円	世帯全員が町民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の人。	第2段階 基準額×0.5	年額 24,360円	世帯全員が町民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の人。
第3段階 基準額×0.7	年額 32,760円	世帯全員が町民税非課税で、第2段階に該当しない人。	第3段階 基準額×0.7	年額 34,104円	世帯全員が町民税非課税で、第2段階に該当しない人。
第4段階 基準額	年額 46,800円	世帯の誰かに町民税が課税されているが、本人は町民税非課税の人。	第4段階 基準額×0.95	年額 46,284円	世帯の誰かに町民税が課税されているが、本人は町民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の人。
			第5段階 基準額	年額 48,720円	世帯の誰かに町民税が課税されているが、本人は町民税非課税で、第4段階に該当しない人。
第5段階 基準額×1.25	年額 58,500円	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が200万円未満の人。	第6段階 基準額×1.25	年額 60,900円	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が200万円未満の人。
第6段階 基準額×1.5	年額 70,200円	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が200万円以上1000万円未満の人。	第7段階 基準額×1.5	年額 73,080円	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が200万円以上600万円未満の人。
			第8段階 基準額×1.7	年額 82,824円	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が600万円以上1000万円未満の人。
第7段階 基準額×2.0	年額 93,600円	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が1000万円以上の人。	第9段階 基準額×2.0	年額 97,440円	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が1000万円以上の人。

◆災害、失業、倒産などで保険料を納めることが困難な場合は、保険料の減免が受けられる場合がありますのでご相談ください。

問合せ 福祉課 ☎内線232～234

介護保険特定入所者介護(介護予防)サービス費について

介護保険施設(短期入所を含む)に入所した場合、食費と居住費は原則自己負担となります。しかし、所得の低い人には、食費と居住費について一定の限度額を設け、負担を軽減する制度があります。そのサービスを受けるには申請をして、認定を受けることが必要です。下記に該当する人は、申請してください。後日審査し、認定証を送付します。

対象となる人

世帯全員が町民税非課税者で、

- ①老齢福祉年金受給者か生活保護受給者

- ②合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の人
 - ③合計所得金額+課税年金収入額が80万円を超える人
- ※①~③それぞれ限度額が異なります。

対象となる施設

- ・介護老人福祉施設
- ・介護老人保健施設
- ・介護療養型医療施設
- ・短期入所生活介護
- ・介護予防短期入所生活介護
- ・短期入所療養介護
- ・介護予防短期入所療養介護

問合せ 福祉課 ☎内線232~234

神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例

たばこの煙には、200種類以上の有害物質(ニコチンやタール、一酸化炭素など)が含まれています。また、たばこの先から出る副流煙は、喫煙者が吸う主流煙よりも有害物質を多く含んでいます。こうした副流煙などの他人のたばこの煙を、室内やこれと同じような環境で吸わされる受動喫煙は、肺がんや心疾患、乳幼児突然死症候群などを発症する危険性を高めることが明らかになっています。

そこで神奈川県では、受動喫煙による健康への悪影響から県民の健康を守るための社会全体の新たな分煙ルールとして「神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例」を制定しました。

この条例では、不特定または多数の人が出入りする公共的施設での受動喫煙を防止するために、学校や官公庁などの第1種施設は禁煙となり、飲食店等などの第2種施設は禁煙か分煙を選択することとなります。

また、未成年者を受動喫煙による健康への悪影響から保護する措置を盛り込みました。

条例は平成22年4月1日から施行します(ただし、第2種施設に係る罰則の規定は、平成23年4月1日施行)。

条例についての情報は、神奈川県ホームページ <http://www.pref.kanagawa.jp> でご覧いただけます。県トップページから県政キーワード「・たばこ対策」よりアクセスしてください。

問合せ

神奈川県保健福祉部健康増進課たばこ対策室

☎045-210-5015・5025

FAX045-210-8860

神奈川県鎌倉保健福祉事務所企画調整課

☎0467-24-3900(代表)

FAX0467-24-4379

ご存知ですか? ご利用ください! 便利な諸証明の配達!!

電話1本で指定の日時に証明書類が、自宅に届きます。

対象 町在住の人

受付時間 配達希望日の1か月前から、前日の15時まで。

配達時間 平日9時~17時

申込み 町民サービス課・税務課

※証明の内容によって異なります。

手数料 200円(1回配達分)

※別途証明書手数料がかかります。

(申込先・受け取れる証明等の種類)

町民サービス課

●身分証明書(本籍葉山町に限る)

●印鑑登録証明書

●住民票の写し

●住民票記載事項証明書

●戸籍の附票(本籍葉山町に限る)

●不在籍・不在住証明書

●草津温泉宿泊施設助成券

税務課

◎土地・家屋評価証明書

◎納税証明書

◎所得証明書

◎土地・家屋公課証明書

◎課税証明書

◎非課税証明書

◎法人所在証明書

問合せ

町民サービス課 ☎内線205・206